様式第一（第四十六条関係）

 登 　　録

引取業者　　　　　申請書

 登録の更新

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  ※登録番号 |  |
|  ※登録年月日 |  |

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日

　福井市長　　あて

 　　　　　　　　　　　　（郵便番号）

 住　　所

 氏　　名

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

 電話番号

 使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

|  |
| --- |
|  役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が 法人である場合に記入すること。） |
|  |  (ふりがな) 氏　名 |  役職名 |
|  |  |
|  法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記 入すること。） |
|  |  (ふりがな) 氏　名 |  |
|  住　所 |  （郵便番号） 電話番号 |

|  |
| --- |
|  法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理 人が法人である場合に記入すること。） |
|  |  名　称 |  |
|
|  (ふりがな) 代表者 の氏名 |
|  住　所 |  （郵便番号） 電話番号 |
|  法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者で あり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|
|  |  （ふりがな） 氏　名 | 役職名 |
|  |  |
|  事業所の名称及び所在地 |
|  |  名　称 |  |
|  所在地 |  （郵便番号） 電話番号 |
|  使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれ ているかどうかを確認する体制 |
|  |  |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

　　　３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**残存フロン類の確認方法**　（事業場名：　　　　　　　　　　　　　　　）

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれて

いるかどうかを確認する体制として当該書類を備え、以下の方法により確認する。

（自動車リサイクル法第４３条第１項第５号の規定に基づく書類）

**■エアコンシステム装着の有無を確認**

　ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着

の有無を確認する。

□装着 □非装着

フロン類が含まれていると判断する フロン類は含まれていないと判断する

**■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認**

　エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

（装着）

□コンデンサが破損（穴や裂傷）していない 　　□破損している

□エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない 　　□破損している

フロン類が含まれていると判断する フロン類は含まれていないと判断する

**■必要に応じて、以下により確認**

□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラス

がある場合冷媒の流れを確認する。

カーエアコンシステム(装着例)

●【チャージバルブ（サービスバルブ）形状詳細】

●ＣＦＣ用
（低圧・高圧側とも）

コンデンサー

コンプレッサー

エアコン配管

レシーバタンク

クーリング

ユニット

ゴムホース

ネジ式

●HＦＣ用

低圧側

高圧側

誓　　　約　　　書

（引取業・フロン類回収業用）

登録申請（変更届出）にあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、申請書(届出書)に記載した者以外に引取業にあっては使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第４３条第１項第３号、フロン類回収業にあっては法第５４条第１項第３号に規定する役員はおりません。

なお、登録されるまでに、新たにこれらに該当する者がある場合はただちに届け出ます。また、登録後に欠格要件が判明し、又は欠格要件に該当するに至った場合には、登録を取り消されても異議申しません。

 　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福井市長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

記

イ　精神の機能の障害により引取業又はフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの

ロ　法、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ハ　引取業にあっては法第５１条第１項、フロン類回収業にあっては法第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

ニ　引取業者で法人であるものが第５１条第１項の規定により登録を取り消された場合又はフロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者又はフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

ホ　引取業にあっては法第５１条第１項、フロン類回収業にあっては法第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ヘ　引取業又はフロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの